

仕 様 書

委託業務名 令和8年度佐賀県立博物館（岡田三郎助アトリエ、茶室を含む）・美術館清掃業務

所在地 佐賀市城内1丁目15番23号 佐賀県立博物館、佐賀県立美術館

1 目的

適正な清掃方法により常に衛生的環境を維持し、館の品位維持に努めるよう清掃作業を行う。

無償配布用生理用品を用意し、館の女子便所に無償配布用生理用品の補充を行う。

2 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 要領

(1) 業務受託者は、当館の建築物衛生管理技術者を選任すること。また、業務遂行のため常駐作業員を配置し、観覧時間等当館の事業目的に配慮して作業にあたること。

業務日は、責任者1名と作業員2名以上の体制とすること。

ただし、次の期間は、責任者1名と作業員1名以上の体制とすること。

ア 燻蒸期間は最大3日間（時期未定）

イ 佐賀県美術展覧会準備（8日間）

(2) 業務中は、一定の標識を付した作業服を着用すること。

(3) 不時の汚染等発生の場合は、直ちに作業員を派遣し適切な処置をとること。

(4) 業務を行った後は、清掃業務日誌により内容を報告すること。

(5) 業務に要する機械器具・消耗品は受託者の負担とする。なお、使用材料はすべて日本産業規格認定のものを使用すること。

(6) 無償配布用生理用品の用意及び配送は受託者の負担とする。なお、無償配布用生理用品は紙ナプキンとすること。

(7) 建物及び付属設備等に破損、不良箇所等を発見した際には、速やかに報告すること。

(8) 業務上知り得た事項は、公私にかかわらず他に漏らさないこと。

4 清掃場所及び作業内容

別紙清掃業務明細のとおりとする。ただし、使用状況等により時期・回数は変更することがある。

5 無償配布用生理用品の補充場所及び作業内容

補充場所は、佐賀県立博物館・美術館の女子便所とする。生理用品の残量をきちんと把握し、随時補充する。

6 賠償責任

作業員が、業務中故意又は重大な過失により建築物又は展示（収蔵）品類に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

7 休館日

(1) 毎週月曜日（国民の祝日にあたる場合はその翌日とする）とする。

(2) 年末年始の休館日については、令和8年12月29日から令和9年1月1日までとする。

8 その他 清掃作業員の駐車場は別途確保すること。